

## 20\_\_\_\_年度原動機付自転車(50cc 未満)通学同意書

私（保護者）は、\_\_\_\_\_が中京大学名古屋キャンパスに原動機付自転車（50cc 未満のもの、以下「原付」という）で通学をすることに同意し、学生遵守事項に違反した場合、大学が行う下記の処罰内容について異議を申しません。

### 学生遵守事項

1. 通学に使用する原付には必ず学生支援課から発行された駐輪場利用許可証(ステッカー)を貼付し、毎年度、継続手続きを行うこと。  
また、途中で学籍を離れる場合は許可証を学生支援課へ返却すること。
2. 自賠償保険に加入し、保険期間が満了した原付の運転はしないこと。
3. 原付の違法改造及び迷惑運転は行わないこと。
4. 駐輪の許可を受けた原付を当該年度内に廃車、譲渡、転売した時は直ちに学生支援課に駐輪場利用許可証を返却すること。  
また、許可証を他人に譲渡等しないこと。
5. 学内にて指定された駐輪場以外への駐輪や、大学周辺の歩道等への駐輪は絶対にしないこと。
6. 3日以上連続して駐輪する場合は学生支援課の許可を得ること。

### 記

#### 処罰内容

- 1回目・・・学生支援課からの注意・指導及び誓約書の提出
- 2回目・・・所属学部学生生活委員による注意・指導及び誓約書の提出。
- 3回目・・・学生生活委員会による停学を含む処罰。

20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

利用者氏名

\_\_\_\_\_学部\_\_\_\_\_学科 学籍番号\_\_\_\_\_番

氏名\_\_\_\_\_印

保護者氏名

氏名\_\_\_\_\_印